

福岡県告示第1207号

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の3第1項の規定に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を次のように定めたので、同条第5項の規定により公告する。

平成19年6月18日

福岡県知事 麻生 渡

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（福岡県）

この総量削減計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の3等の規定に基づき、化学的酸素要求量については瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項に規定する区域のうち福岡県の区域について、窒素含有量及びりん含有量については水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第3号ヲに掲げる区域について、平成18年11月21日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるものである。

1 削減の目標

平成21年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は次のとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量について

表1 発生源別の削減目標量

	削減目標量（トン／日）	（参考） 平成16年度における量（トン／日）
生活排水	6	6
産業排水	9	9
その他	2	2
合計	17	17

(2) 窒素含有量について

表2 発生源別の削減目標量

	削減目標量（トン／日）	（参考） 平成16年度における量（トン／日）
生活排水	6	6
産業排水	14	14
その他	4	4
合計	24	24

(3) りん含有量について

表3 発生源別の削減目標量

	削減目標量（トン／日）	（参考） 平成16年度における量（トン／日）
生活排水	0.4	0.4
産業排水	0.3	0.3
その他	0.1	0.1
合計	0.8	0.8

## 2 削減目標量の達成のための方途

### (1) 生活排水対策

瀬戸内海に流入する汚濁負荷量の削減を図るためには、工場・事業場排水はもとより、生活系発生源の占める割合が大きいことから、市町村と協力して生活排水対策の計画的な推進に努めなければならない。

このため下水道の整備を一層促進するとともに、地域の実情に応じ、浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の生活排水処理施設及びし尿処理施設の整備を促進するとともに、生活排水処理の高度化、適正な維持管理の徹底等の生活排水対策を一層推進することにより、削減目標量の達成を図るものとする。

#### ア 下水道の整備

下水道の整備については、社会資本整備重点計画との整合を図りながら、目標年度までに表4に掲げる処理人口を目標に整備を促進するとともに、水洗化の促進等を図るものとする。

下水道終末処理場については、維持管理の徹底等により排水水質の安定及び向上に努めるとともに、高度処理の導入を推進するものとする。

表4 下水道整備計画

年度	行政人口（千人）	処理人口（千人）
21	1,132	966

※処理人口は、実処理人口を示す。

#### イ 浄化槽等の生活排水処理施設の整備

浄化槽については、浄化槽設置整備事業の活用等により、浄化槽の整備を促進するとともに、既設の単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換の促進を図るものとする。

農業集落排水施設については、農業振興地域において、その整備、促進を図るものとする。

漁業集落排水施設については、漁港背後の漁業集落において、その整備、促進を図るものとする。

コミュニティ・プラントについては、市町村の一般廃棄物処理計画に基づき、その整備、促進を図るものとする。

なお、浄化槽については、建築基準法、浄化槽法、「福岡県浄化槽法施行細則」（昭和60年福岡県規則第51号）及び「福岡県浄化槽事務取扱指導要領」（平成18年2月1日17廃第2448号・17建第2790号環境部長・建築都市部長通知）等に基づき、適正な設置並びに定期検査及び保守点検・清掃の徹底を図ることにより、排水水質の安定及び向上に努めるものとする。

し尿処理施設については、市町村の一般廃棄物処理計画に基づき、その整備を促進するとともに、処理施設の維持管理の徹底及び改善、高度処理の導入等により、排水水質の安定及び向上に努めるものとする。

#### ウ その他の生活排水対策

一般家庭からの生活排水による汚濁負荷量を削減するため、水質汚濁防止法及び「福岡県生活排水対策要綱」に基づき、関係市町村と協力し、厨芥の流出防止、食用廃油の適正処理等の家庭内排水対策についての啓発、普及を推進するものとする。

また、特に対策が必要な地域を生活排水対策重点地域に指定し、生活排水対策に計画的、総合的に取り組むものとする。

### (2) 産業排水対策

産業排水については、総量規制基準の設定及びこれに基づく事業場立入検査の実施等により、事業場の総量削減を推進し、削減目標量の達成を図るものとする。

#### ア 総量規制基準の設定

指定地域内事業場については、排水水質の実態、排水処理技術水準の動向、汚濁負荷量削減のために採られた措置等を勘案し、公平性の確保に努めながら適切な総量規制基準を定め、その遵守を徹底することにより、削減目標量の達成を図るものとする。

特に、新・増設の施設については、既設の施設に比べ、より高度な排水処理技術の導入等が可能であるため、特別の総量規制基準を設定することにより、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

なお、総量規制基準に係るCc等の値は、環境大臣が定めた「化学的酸素要求量についての総量規制

基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第134号）、「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第135号）及び「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第136号）により設定することとし、一部の業種については、製造工程等により区分し、業種等の実態を考慮して適切に設定するものとする。

イ 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策

特定事業場のうち、総量規制基準が適用されない工場・事業場については、汚水等の処理の方法等に関し、報告の徴収及び立入検査を実施し、「福岡県小規模事業場排水水質改善指導要領」等に基づき必要な指導等を行うことにより削減目標量の達成を図るものとする。

また、その他の事業場等については、適宜必要な調査を実施することにより排出水の実態等の把握に努めるとともに、必要に応じ指導、助言等を行うものとする。

(3) その他の発生源対策

その他の発生源である、農地、畜産及び養殖漁場については、それぞれ次の施策を推進し削減目標量の達成を図るものとする。

ア 農地からの負荷削減対策

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律、持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針等の活用を通じて肥料の施用量の低減を図るものとする。

イ 畜産排水対策

畜産排水については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律、家畜排せつ物の利用の促進を図るための県計画等に基づき、家畜排せつ物の適正な処理を推進するものとする。

ウ 養殖漁場の改善

養殖漁場の環境改善を図るため、持続的養殖生産確保法等に基づき、給餌量の低減、汚濁負荷の少ない飼餌料の使用の促進等により、養殖漁場の環境管理の適正化を推進するとともに、漁場内の水質及び底質の改善を図るため、地域の実情に応じて適切な措置を講ずるものとする。

3 その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

(1) 河川及び海域の環境整備

河川及び海域の環境を改善するため、必要に応じ、下記事業を推進するものとする。

ア 河川及び沿岸部の汚泥の浚渫

イ 河川の流量確保

ウ 干潟の保全・回復

エ その他河川、沿岸等の環境の保全に関する事業

(2) 監視体制の整備

公共用水域の水質汚濁の状況及び瀬戸内海水域へ流入する汚濁負荷量の削減状況を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、河川等公共用水域の水質監視、工場・事業場に対する立入検査等の実施による総量規制基準の遵守状況の監視及びその他の発生源に対する指導等、効果的な監視体制の充実を図るものとする。

(3) 教育、啓発等

水質総量規制の目標を達成するためには、関係市町村、事業者及び県民の理解と協力が必要である。

このため、水質総量規制の趣旨及び内容について、自治体の広報紙等により、正しい理解を求め、協力体制の強化を図るものとする。

事業者に対しては、各種の講習会等を通じ、本計画の趣旨及び内容の周知徹底に努め、総量規制基準の遵守及び汚濁負荷量の削減のための努力と協力を要請するものとする。

県民に対しては、家庭でできる浄化対策の実践及び一般ごみの不法投棄の防止等に努めるよう広く啓発等を行うものとする。

児童、生徒に対しては、学校教育等の中で水質保全に対する正しい知識が得られるよう、水質保全意識の普及、啓発に努めるものとする。

(4) 調査研究の推進

本計画の目標を達成するため、必要な排水処理技術の調査研究及び普及に努めるものとする。

(5) 中小企業の助成措置等

中小企業等が行う水質汚濁防止のための施設等の整備については、融資制度の周知に努めるものとする。

(6) 合流式下水道の改善

合流式下水道の効率的な改善を行うための調査・研究を推進するとともに、計画的な改善を図るものとする。